

法定講習
令和4年度
申込案内書

エネルギー管理講習 資質向上講習

資質向上講習の実施について

資質向上講習は、自宅・勤務先等で
受講可能な**オンライン講習**で実施します。

※詳しくは申込案内書をご覧ください。



オンライン講習のながれ

申込→教材発送→動画視聴・効果測定→修了証発行

申込受付期間

・申込書(払込取扱票)提出

令和4年11月15日(火)～令和5年2月15日(水)まで

※冊子には申込書(払込取扱票)が綴じ込まれていません。詳しくは申込案内書の4～5ページをご覧ください。

・インターネット申込み

令和4年12月1日(木)～令和5年2月15日(水)まで

※インターネット申込みのネット決済代行会社に変更になりました。支払先にご確認ください。

資質向上講習の受講について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づき、「エネルギー管理企画推進者」・「エネルギー管理員」に選任されている方を対象とした法定講習です。対象者の方は必ず受講してください。

なお、省エネへの取り組みが不十分な事業者に対して、国は必要な指導・助言を行うことができるとされており、受講義務の不履行を含め、事業者への取り組みが不十分と認められる場合には、指導・助言の対象となることもあり得ます。

経済産業大臣指定講習機関 一般財団法人省エネルギーセンター

講習全般及び申込受付に関する問い合わせ

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

TEL: 03-5439-4977 FAX: 03-5439-6290 メール: train@eccj.or.jp



1. 資質の向上を図るための講習（資質向上講習）について・・・ 2～3
 - (1) 資質向上講習の受講について
 - (2) 令和4年度「資質向上講習」の受講対象者について
 - (3) 受講対象者から外れる方

2. 受講申込み要項・・・ 4～7
 - (1) 受講対象者
 - (2) 受講料
 - (3) 申込受付期間
 - (4) 受講の申込み方法
 - (5) オンライン講習のお申込みのながれ
 - (6) オンライン講習（オンデマンド型）について
 - (7) 講習カリキュラム

3. 例外措置(集合講習)のご案内・・・ 8～9
資質向上講習の受講方法に係る例外措置（集合講習）について
～受講に関するお願い～
受講方法に係る例外措置（集合講習）希望書

注意事項

資質向上講習の受講にあたり、以下のような**申込み間違い**や**不備**が多く発生しています。
講習を申込み前に必ずご確認ください。

- ① **令和2（2020）年度の（新規講習・資質向上講習）修了者は申込みできません。**
- ② **令和4（2022）年度の選任者（直近の選任日が令和4年4月1日以降）は申込みできません。**
- ③ 選任解任の不備が多く発生しています。中長期報告書（様式第8）・定期報告書（様式第9）に、氏名や講習修了番号を記入しただけでは選任者にはなりません。必ず「選任解任届出書（様式第4又は7）」を所轄の経済産業局に提出してください。
- ④ 選任者が外部委託の場合は、事前に所轄の経済産業局への相談と申請（外部委託契約書の提出含む）が必要です。必ず所轄の経済産業局に提出してください。
- ⑤ 上記等による届出の不備があった場合は、本年度の資質向上講習の受講が出来ない場合がありますので予めご了承ください。

1

資質の向上を図るための講習(資質向上講習)について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づき、事業者毎に「エネルギー管理企画推進者」を、指定工場等毎に「エネルギー管理員」をそれぞれエネルギー管理講習(新規講習)修了者等から選任することが義務付けられています。

また、事業者はこの「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」に選任されている方(エネルギー管理士免状取得者として選任されている方を除く)に対して、**定期的^{注1}に資質の向上を図るための講習(資質向上講習)^{注2}を受講させることが義務付けられています。**

注1：資質の向上を図るための講習の期間(省令第14条、省令第32条)

選任されている者が、規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年。
ただし、講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して2年を越えた日以降に選任された場合には、選任された日の属する年度の翌年度の開始日から起算して1年。

注2：経済産業省令で定めるところにより行う資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない

- ・エネルギー管理企画推進者
省エネ法第9条第2項、第20条第2項、第31条第2項
- ・エネルギー管理員
省エネ法第12条第2項、第14条第2項、第23条第2項、第25条第2項、第34条第2項、第36条第2項、第42条第2項、第44条第2項

(1) 資質向上講習の受講について

当講習は、「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」として現に選任されている方を対象としています。また、当講習の**受講年度は、エネルギー管理講習(「新規講習」又は直近に受講された「資質向上講習」)の受講年度及び選任年度により異なります。**

詳しい受講年度は、3ページを参照してください。

1) 新規講習の受講年度について

ご自身の新規講習の受講年度を確認するには、講習修了番号が参考となります。

下に例示する新規講習修了証の講習修了番号において、「**2019**」は新規講習の受講年度が**2019年度**であることを示しています。平成18年度の講習修了番号は、01-2006-3で始まります。講習修了番号は、資質向上講習を受講した場合でも、新規講習の講習修了番号と同一になります。

(例) 講習修了番号 → **01-2019-3-○○○○○**

2) 年度について

年度とは、**4月1日から翌年3月31日の期間**を表しています。

例えば、資質向上講習を「令和2年(2020年)1月又は2月に受講」した場合は、**受講年度は令和元年度(2019年度)**となります。

(2) 令和4年度「資質向上講習」の受講対象者について

現在、「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」に選任されている方^{注3～注6}のうち、下表の①から③に該当する方が、令和4年度の受講対象者です。

- ① 令和元年度のエネルギー管理講習「新規講習」を修了し、**令和元年度から令和3年度の間**に選任された方。
- ② 令和元年度のエネルギー管理講習「資質向上講習」を修了し、**引き続き選任**されている方。
- ③ 平成18年度から平成30年度の間、エネルギー管理講習「新規講習」又は「資質向上講習」を修了し、**令和3年度に選任**された方。

〔説明記号 ●：新規講習を修了 ■：資質向上講習を修了 ○：選任 ★：資質向上講習を受講〕

		平成18～30年度 (2006～2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
①	令和元年度の「新規講習」を修了し、令和元年度から令和3年度の間 に選任された方。		●新規修了 ○選 任			★資質受講
			●新規修了	○選 任		
			●新規修了		○選 任	
②	令和元年度の「資質向上講習」を修了した方。		■資質修了			
③	平成18年度～平成30年度の間 に「新規講習」又は「資質向上講習」 を修了し、令和3年度に選任された方。	●新規修了 又は ■資質修了			○選 任	
令和4年度の受講対象者						◀……………▶ 令和4年度に選任された場合は、次年度以降の受講対象者。

注3：選任されている方（選任者）とは、所管の経済産業局に「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」として「選任届出書」を提出されている方のことです。

注4：エネルギー管理士免状取得者として選任されている方を除きます。

注5：一度解任された後、令和3年度までに再び選任された方を含みます。

注6：一度解任された後、**令和4年度に再び選任された場合は、次年度以降の受講対象者**となります。

(3) 受講対象者から外れる方

- ・エネルギー管理講習「新規講習」を修了し、現在、「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」として選任されていない方。
- ・「エネルギー管理士免状取得者^{注7}」として、所轄の経済産業局に「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」として選任届出をしている方。

注7：エネルギー管理士免状を取得しても、エネルギー管理講習「新規講習」修了者として所轄の経済産業局に「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」の選任届出をしている場合は、エネルギー管理士免状取得者として新たに選任届出がなされない限り、資質向上講習の受講対象者となります。

2

受講申込み要項

(1) 受講対象者

「資質向上講習」の受講対象者は3ページをご覧ください。

(2) 受講料

17,100円（非課税）

(3) 申込受付期間

オンライン講習	・ 申込書（払込取扱票）提出 令和4年11月15日(火)～令和5年2月15日(水)
	・ インターネット申込み 令和4年12月1日(木)～令和5年2月15日(水)
例外措置 (集合講習)	・ 申込書（払込取扱票）提出 令和4年11月15日(火)～令和5年1月5日(木)

※例外措置（集合講習）については、8～9ページをご参照ください。

(4) 受講の申込み方法

申込み方法には、**申込書（払込取扱票）**を提出する方法と**インターネットから申込み**をする方法の2種類があります。いずれかを選択して申込みをしてください。

従来の申込み方法から**仮申込（申請）に変更**となりました。受講の申込みをご希望される方は、省エネルギーセンターのホームページ（<https://www.eccj.or.jp>）から**仮申込（申請）**をしてください。申込み内容の確認（国への確認含む）を行ない、受講対象者と確認できた方へ決済方法をご連絡いたします。

- ・ **申込書（払込取扱票）の請求**：郵送にて申込書（払込取扱票）をお送りします。
- ・ **インターネット申込み**：メールにて決済方法をご連絡します。

申込書	省エネセンター 専用の払込取扱票 [郵便局(ゆうちょ銀行)窓口など]
インターネット	銀行振込・クレジットカード決済・コンビニ決済

- ・ 請求書及び領収書は、各金融機関から発行される「証明書」・「利用明細」・「振替払込請求書兼受領証」又は、インターネット申込みにおける「手続き完了のお知らせ」にて代えさせていただきます。それ以外の書類は発行しません。
- ・ インターネット申込みと申込書（払込取扱票）の両方で申し込まないでください。
- ・ 申込完了後に、申込みの取り消しや受講料の返金はできません。

(5) オンライン講習のお申込みのながれ

※例外措置（集合講習）については、8～9ページをご参照ください。

仮申込（申請）	<ul style="list-style-type: none">・省エネルギーセンターのホームページから、(https://www.eccj.or.jp) 仮申込（申請）をしてください。申込み内容の確認（国への確認含む）を行ない、受講対象者と確認できた方へ、2週間程で決済方法をご連絡いたします。1) 申込書（払込取扱票）の請求 郵送にて申込書（払込取扱票）をお送りします。2) インターネット申込み メールにて決済方法をご連絡します。 <p>※土日祝日、年末年始、コロナ関連によりご連絡が遅くなる場合があります</p>
受講料支払い	<ul style="list-style-type: none">・指定の期日までに受講料の支払いをしてください。 <p>※請求書及び領収書は、各金融機関から発行される「証明書」・「利用明細」「振替払込請求書兼受領証」又はインターネット申込みにおける「手続き完了のお知らせ」にて代えさせていただきます。それ以外の書類は発行しません。</p>
教材等発送	<ul style="list-style-type: none">・1ヶ月程で、オンライン講習の受講案内・講習テキスト等を申込み時にご選択いただいたご住所（自宅又は勤務先）に送付します。 <p>※土日祝日、年末年始、コロナ関連による配送遅配がある場合があります。</p>
教材受取	<ul style="list-style-type: none">・申込み後1ヶ月以上経過しても教材等が届かない場合は、必ず講習部までご連絡ください。
動画視聴	<ul style="list-style-type: none">・ご自宅、ご勤務先等で講習動画を視聴してください。・オンライン講習へのアクセス方法は、講習テキスト同封の受講案内に記載されています。・受講期間は、令和4年12月21日（水）～令和5年3月22日（水）のうち、省エネルギーセンターが指定する期間（約3週間）で受講してください。・合計視聴時間は5時間30分です。（効果測定問題の解答時間を除く）
効果測定	<ul style="list-style-type: none">・単元毎に選択式の問題が3問出題されますので解答してください。2問以上正解すると次の単元の動画が視聴できます。
修了証発行	<ul style="list-style-type: none">・修了基準を満たしている場合に修了証が発行されます。・資質向上講習の修了証は、オンライン講習修了時に各自ダウンロードをしてください。

(6) オンライン講習（オンデマンド型）について

経済産業大臣指定講習機関である一般財団法人省エネルギーセンターでは、資質向上講習の実施に際して多数の事業者（受講者）から「オンライン化」のご要望をいただいております。

コロナ禍への対応及び受講者の利便性の向上を目的に、令和3年度から本講習を「オンライン講習（オンデマンド型）」で実施しております。また、受講義務者の所属されている事業者におかれましても、受講義務者の受講に向けたご配慮をお願いいたします。

1) 受講期間

オンライン講習の受講期間は、令和4年12月21日(水)～令和5年3月22日(水)のうち、省エネルギーセンターが指定する期間（約3週間）となります。

- a) 受講期間の開始日前と受講期間の終了日以降は、オンライン講習の受講及び映像の閲覧はできません。
- b) 省エネルギーセンターが指定する期間（約3週間）で講習を修了してください。

2) 利用方法

- a) オンライン講習は、インターネットを通じたあらかじめ録画された講義動画の視聴になります。
- b) 勤務先や自宅等で、指定期間内であれば24時間いつでも受講できます。
- c) オンライン講習は、システムメンテナンスを行っている時間を除き利用できます。
- d) WEBカメラの使用はありません。
- e) 受講者1名につき1台のパソコン等が必要になります。受講にあたり必要な通信機器、パソコン等の設備は受講者又は事業者で用意してください。
- f) パソコン等及びインターネット環境の整備（各種設定やアクセス拒否等）につきましては、受講者又は事業者で整えてください。（法人等のネット環境で利用される場合は、法人のシステム担当部署にご確認ください。）
- g) オンライン講習受講時の、インターネット通信料及び受講料以外に発生した費用は、受講者又は事業者の負担となります。
- h) 個々の動作環境によっては視聴ができない場合があります。特に、セキュリティソフトの設定内容やモバイルWiFiルーター等の通信環境が不安定な場合には、正常に動作しないことがありますのでご注意ください。
- i) パソコン等及びインターネット接続環境により、オンライン講習を適切に受講できなかった場合でも、省エネルギーセンターは一切の責任を負いません。
- j) 省エネルギーセンターが予め告知等を行った上で、オンライン講習の維持・保全のため、またはシステム障害発生時の復旧のため、オンライン講習を一時的に停止または中止することがあります。
- k) オンライン講習で提供する教材等の著作権は省エネルギーセンターに帰属します。

(7) 講習カリキュラム

1) 講義の区分

日常のエネルギー管理業務などから、講義区分として「工場」又は「事業場」のどちらかを選択してください。なお、前回受講した際の講義区分と違う講義区分を選択することも可能です。

講義区分	工場	事業場
講義内容	製造業 などにおけるエネルギー管理に関する講義 1) エネルギー総合管理及び法規 2) エネルギー管理の手法（工場） 3) エネルギー管理の実務（工場）	ビル（事務所、店舗、ホテル、学校、病院等） などにおけるエネルギー管理に関する講義 1) エネルギー総合管理及び法規 2) エネルギー管理の手法（事業場） 3) エネルギー管理の実務（事業場）

2) 講習の課目・時間割

省エネ法等の規定に定められた「エネルギー総合管理及び法規」、「エネルギー管理の手法」、「エネルギー管理の実務」の3課目について講義します。オンライン講習の講義時間は下表のとおりです。（効果測定解答時間を除く）

時間	課目	内容
5時間30分	エネルギー総合管理及び法規	・ エネルギーを巡る情勢及び政策 ・ 省エネルギー法とエネルギー管理 ・ 省エネルギー推進のフローと体制 ほか
	エネルギー管理の手法	・ 省エネルギー改善の進め方 ・ 省エネ着眼点ごとの設備・機器・事例 ほか
	エネルギー管理の実務	・ 工場等判断基準と管理標準 ・ 省エネルギー法に基づく届出、報告 ほか

3

例外措置（集合講習）のご案内

資質向上講習の受講方法に係る例外措置（集合講習）について

やむを得ない事情によりオンライン環境を整えることができない場合には、当センターが指定する会場にて、あらかじめ録画された動画を視聴することにより受講することができます。

集合講習は、「工場」と「事業場」を合わせた内容で実施します。（講義時間約6時間）
受講方法に係る例外措置（集合講習）を希望される場合には、以下の手続きをお願いいたします。

1) 受講申込み及び受講料のお振込み期限：令和5年1月5日（木）日附印有効

2) 希望書の提出期限：令和5年1月5日（木）消印有効

※巻末の別紙「受講方法に係る例外措置（集合講習）希望書」を郵送又はFAXのいずれかで必ずご提出ください。

3) 集合講習の講習地及び講習日（会場番号）

講習地	開催都市	会場番号	講習日時	定員
東京都	23区内	工場：201 事業場：202	2月24日（金） 10：00～18：10	150
愛知県	名古屋市	工場：401 事業場：402	2月16日（木） 10：00～18：10	50
大阪府	大阪市	工場：601 事業場：602	2月20日（月） 10：00～18：10	50

※上表の会場番号は、「工場」と「事業場」に分かれていますが、どちらでお申込みいただいても講義の内容は同じになります。

※集合講習は先着順に受付いたします。なお、定員に達した場合には、集合講習での申込みをお断りし「オンライン講習の受講」に変更させていただきます。

4) 受講票の発送日：令和5年2月10日（金）予定

～受講に関するお願い～

受講義務者の所属されている事業者におかれましても、**受講義務者のオンライン講習の受講に向けたご配慮（オンライン環境の準備等）**をお願いいたします。

省エネ法上、資質向上講習の対象者を受講させることは特定事業者等の義務となっておりますので、受講者の所属する事業所におかれましても受講が円滑に進みますようご協力をお願い申し上げます。

受講方法に係る例外措置（集合講習）希望書

エネルギー管理講習（資質向上講習）について、集合講習による受講を希望します。

年 月 日

1. 受講申請者

フリガナ	
氏 名	
講習修了番号	01 - 20 - 3 -
入金予定日 (○で囲んでください)	月 日 予定 ・ 入金済
受講区分 (○で囲んでください)	東京都 ・ 愛知県 ・ 大阪府
勤務先名 (部署名)	
電話番号	

2. 勤務先責任者（申請者の部署等の責任者）

フリガナ	
氏 名	
勤務先名 (部署名)	
電話番号	

※郵送又はFAXにて希望書をお送りください。1月5日（木）消印有効。

受講方法に係る例外措置（集合講習）に関するお問い合わせ・ご相談先

一般財団法人 省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

TEL：03-5439-4977 FAX：03-5439-6290 メール：train@eccj.or.jp

この欄は記入しないでください

受理月日	
受付No.	
担当者	

申込書（払込取扱票）について

本年度の申込案内書の冊子には、申込書（払込取扱票）を綴じ込んでおりません。従来の申込み方法から**仮申込（申請）に変更**となりました。

受講の申込みをご希望される方は、**省エネルギーセンターのホームページ（<https://www.eccj.or.jp>）から仮申込（申請）をしてください**。申込み内容の確認（国への確認含む）を行ない、受講対象者と確認できた方へ**2週間程**で決済方法をご連絡いたします。

詳しくは申込案内書の4～5ページをご参照ください。

- ・ **申込書（払込取扱票）の請求**
郵送にて申込書（払込取扱票）をお送りします。
- ・ **インターネット申込み（集合講習なし）**
メールにて決済方法をご連絡します。

※土日祝日、年末年始、コロナ関連によりご連絡が遅くなる場合があります。



問い合わせ先

経済産業大臣指定講習機関

一般財団法人省エネルギーセンター

エネルギー管理試験・講習本部 講習部

〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング

<https://www.eccj.or.jp/>

TEL : 03-5439-4977 / FAX : 03-5439-6290

メール : train@eccj.or.jp

問い合わせ時間 9時15分から17時30分まで(土・日・祝日を除く)

一般財団法人省エネルギーセンターは、平成11年(1999年)4月27日に通商産業大臣から「エネルギー管理講習指定講習機関」として指定を受けています。



禁無断転載、著作権所有 一般財団法人省エネルギーセンター

Copyright ©The Energy Conservation Center, Japan 2022

※この印刷物は資源の有効利用のため、古紙配合率70%の再生紙・植物性インキを使用しています。